令和4年度第1回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時: 令和4年11月11日(金) 10:00~11:00

開催場所:石狩市役所5階 第2委員会室

出席者:高宮則夫会長、藤懸健副会長、佐々木春代委員、谷本光子委員、長谷川洋子委員、

西野典男委員、富木須磨子委員、中川京子委員、牧野勉委員

欠 席 者:新海節委員

事 務 局:中西財政部長、青山財政課長、市川財政課主査、青山財政課主査、岩脇財政課主任

傍 聴 者: 1名

【開 会】

●事務局(青山課長)

皆様おはようございます。定刻前ではございますが、皆様お揃いですので、これから始めさせていただきます。本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。財政課長の青山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより使用料手数料等審議会を開会いたします。なお、新海委員からは、本日都合により欠席との連絡がございましたので、御報告申し上げます。では開会に当たりまして、初めに財政部長の中西よりご挨拶を申し上げます。

●事務局(中西部長)

皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。財政部長の中西と申します。よろしくお願いいたします。本来であれば、市長の加藤がご挨拶を申し上げるところですけれども、あいにく公務のため出席はかないませんでしたので、私から一言ご挨拶を申し上げます。昨年の委員改選後初めての開催となりますが、委員の皆様方には、重要なお役目をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。本審議会につきましては、市民生活に影響のある使用料や手数料の設定に当たりまして、市民参加のもと、公平な議論を踏まえて設定できるよう平成13年度に設置されたものであります。皆様から頂戴いたします使用料、手数料につきまして、受益と負担の公平性の観点に立った負担のルールを定めることによって、皆様に御審議をいただく非常に重要な役割を担っていただくというものでございます。利用者のみならず、利用しない側の視点も必要であります。多角的な視点に立った上で適正に設定する必要があることから、皆様にさまざまなご意見をいただきまして料金の設定に反映してまいりたいと考えております。

コロナの感染が始まり丸3年が経過しようとしております。しかしながら、未だ終息が見えない状況に ございます。加えてなかなか所得が上がってこないという中で、原油高騰や物価高騰などもあって皆様の 生活や家計を圧迫する状況が拡大しております。皆様のライフスタイルが大きく変化をしようとしている ところでもございます。非接触や非対面、キャッシュレス、これまでの生活、さらにはビジネスモデル、こういったものも変えてしまうということも含めていわゆるDX化と呼ばれています。デジタルトランス フォーメーションという言い方がされておりますが、こういった形が進行しております本市においても公 共施設のオンライン予約の導入や来年度にはスマホによる納税、こういったものも進めているところでございます。デジタル化と言う波が大きく押し寄せておりますので、本市としてもそれにしっかりと乗って 進めているところでございます。こうした中本日の案件、議案にも関連いたしますがマイナンバーカードを利用した取り組みについてもDX化を進める取り組みの一つでございます。新しい分野で言葉一つとってもなかなか馴染みがない言葉がたくさん出てくるところですが、様々な立場からご意見をいただきまして御審議をいただきますようお願い申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくどうぞお願いいたします。

【事務局紹介】

●事務局(青山課長)

それでは本日の会議についてでありますが、昨年8月に皆様を、本審議会委員に委嘱させていただいた後、初の開催となりますので、本審議会の会長副会長が、選出されていない状況であります。大変恐縮ではございますが、会長を選出するまでの間、事務局において会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また会長副会長の選出につきましては、石狩市使用料手数料等審議会条例に基づきまして、委員の互選により選出することになっておりますが、ます初めに前回からメンバーも少し変更になっておりますので、委員の皆様に、自己紹介をいただきたいと存じます。恐縮でございますが、長谷川委員から時計回りで自己紹介をお願いしたいと存じます。

【委員自己紹介】

●事務局(青山課長)

それでは、会長・副会長の選出を議題といたします。選出方法について、何かご意見はございませんか。 (事務局に一任の声)

事務局に一任というお声をいただきましたので、事務局案といたしまして、会長に高宮委員、副会長に 藤懸委員を推薦させていただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、会長を高宮委員、副会長を藤懸委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいた します。それでは高宮会長よりひと言ご挨拶をいただきたいと存じます。

●高宮会長

ただいまご承認をいただきました。高宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。審議会といいますと大変堅苦しく感じてしまいますが、ぜひ皆様方の活発なご意見、ご質問と、そして理解を深めていただき、審議をしていきたいと思いますのでどうぞご協力よろしくお願いいたします。

●事務局(青山課長)

続きまして、会議次第の三番目、本日の審議案件について、本審議会に諮問をさせていただきます。諮問書は財政部長の中西よりお渡しさせていただきます。

●事務局(中西部長)

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での証明書発行手数料の設定について、石狩市 使用料手数料等審議会条例第2条第1項の規定に基づき審議会の意見を求めます。よろしくお願いします

●事務局(青山課長)

以降の進行につきましては、高宮会長にお願いいたします。

●高宮会長

ただいまから、審議に移ります。本日は審議、その後答申までを予定しておりますので、皆様よろしく お願いします。それでは早速、事務局より提出されております。資料に沿って説明を求めます。

●事務局(市川主査)

審議に入ります前に、私の方から石狩市使用料手数料等審議会の基本方針について説明させていただきます。 お配りしております資料の1ページをご覧ください。

市では使用料や手数料の設定や改定の必要性を検討するに当たっては、平成24年7月10日に策定しました使用料手数料等設定の基本方針に基づき取り進めております。使用料手数料の設定については、1ページ目中段に、使用料手数料等の設定の基本方針に定めている4つの項目を基本的な考え方としています。1点目として料金設定に当たり、原価計算方式によるコスト算定を行う。つまり実際にかかっている費用を踏まえて検討を行うこととしております。2点目として、行政負担と、受益者負担の負担割合を明確にする。こちらについては後ほど図を用いて詳しくご説明いたします。3点目として、受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率を設定する。具体的には現行料金の2倍を改定の上限としております。

4点目として、おおむね3年ごとに定期的な料金見直しを実施する、前回は令和4年度に見直しを行っているところです。以上の4項目を基本的な考えとしております。

次に、今回は直接審議の対象ではございませんが、使用料の設定における考え方についてご説明いたします。3ページの図をご覧ください。

使用料とは、例えばコミュニティセンターなどの公共施設をサークル活動等で使用する場合にお支払いいただく利用料金などが代表例となっております。使用料の検討に当たっては、行政サービスを性質別に分類し、その分類に応じた公費負担と受益者負担の割合を明確化することとしております。サービスの性質により市民にとって必需的なものか、あるいは選択的なものか、そして民間施設等の市場の代替性があるかによって4つの分類を定めております。具体的には、第1分類としては、すべての市民にとって必要であり、民間でサービスを実施していないもの、例えば道路や公園、義務教育施設などが該当しまして、こちらの分類の施設の維持費は全額公費負担ということにしております。第2分類としては、市民が必要な時に使うものであり、民間でサービスを実施していないもの、例えば体育館、運動場、集会所やコミュニティセンター、公民館等が該当します。こちらの分類の施設の維持費は、受益者50パーセントと公費50パーセントとしております。第3分類としては、市民が必要なときに使うものであり、民間でもサービスを行っているもの、例えばテニスコートやプール、文化施設温泉施設等になり、こちらの分類の施設のコストは全額受益者の負担で行うこととしております。第4分類としては、全ての市民にとって必要であり、民間でもサービスを行っているもの、例えば市営住宅、保育所等の児童福祉施設などがあげられ、こちらの分類の施設の維持費は受益者50パーセントと公費50パーセントとしております。

次に、本日皆様に御審議をいただく手数料についてですが、手数料につきましては、これは住民票や印鑑証明等を取得する際に支払いいただく料金というのが代表例になっております。こちらについて、公に提供する役務やサービスに係る業務コストの全額を受益者負担としております。具体例をもとに説明させていただきます。本日お配りした資料のうち、手数料実態調査票と書いてある資料をご覧ください。こちらの資料は、住民票を1通作成する際に必要となるコストを計算したものとなっております。管理職を抜かした職員全体の人件費から算出した1分当たりの人件費61円に住民票の申請を受け付けてから交付完了までに要する時間がおよそ6分程度とされておりますので、この61円に6分をかけます。さらに令和3年度の1年間の年間交付数が1万9,600件でありましたので、これを全てかけまして人件費というのを算出しております。これが住民票の発行に係るコストの大部分を占めているものになっています。その他紙代や印刷、あるいはシステムの保守に係る経費なども足しまして、1年間の住民票発行のためにかかる総コストを算出します。それを年間の交付件数では割りまして1件当たりのコストを377円と算出しております。これを踏まえて、住民票の交付手数料350円と現状は設定しているところです。

以上が使用料手数料の設定における基本的な考え方になります。私からの説明は以上となります。

●高宮会長

ただいま事務局から説明のありました内容について、分からない点や確認など、またご意見を受けたい と思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。今回初めての方もいらっしゃるかと思いますので、 ぜひどんなことでも質問があれば受けたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●藤懸副会長

資料の7ページですが、証明書発行件数が令和3年で4万8,000件くらいになっていますが、1万9,000件というのは住民票の写しの件数ということでいいですか。

●事務局(市川主査)

住民票だけの件数です。

●事務局(青山課長)

資料の6ページを見ていただきたいのですが、証明書の発行手数料一覧ということで、種類として戸籍 謄本や住民票の写し、印鑑証明、戸籍の付票の写し、所得課税証明書、納税証明書というように、証明書 の種類は何種類かございまして、このトータルの発行件数が令和3年度では約4万8,500件、このうち住 民票に係る部分が1万9,600件であったというのが先ほどの資料の内容となります。

●高宮会長

それでは続きまして、本審議会に諮問されました、「マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での証明書発行手数料の設定について」を議題といたします。事務局から提出されている資料について説明をお願いいたします。

●事務局(青山主査)

私の方から説明をさせていただきます。資料は6ページと7ページの部分になります。

マイナンバーカードの普及については、現在、国が取り組みを進めているところでありまして、令和5年3月までにはほぼすべての国民にマイナンバーカードが行き渡ることを国が目指しております。本日追加でカラー版のチラシもお配りしておりますが、これは石狩市で作っているマイナンバーカード出張申請所のチラシです。こういったマイナンバーカードの普及促進の取り組みを行っているところであります。次のページをご覧いただきたく思います。資料の8ページは、総務省からの地方公共団体向けの通知文書です。下の方から二番目の段落を読ませていただくと、「マイナンバーカードのさらなる普及促進に向けて、コンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料を窓口の場合と比べて減額する等の利用促進策に積極的に取り組んでいただきますようお願いします」と書かれています。国から地方公共団体に対して、このように要請されているという状況で、国を挙げて、マイナンバーカードの普及促進策を行ってくださいというような依頼がきているところであります。

こうしたことを受けまして、石狩市においてもコンビニエンスストアなどでカードを利用して住民票などの証明書を取得する場合の発行手数料を、市役所の窓口で発行する場合の手数料と比べて減額しようと考えているところでありまして、具体的には1件につき100円としたいと考えているところです。この100円にするという減額は、カードの普及を目的としているということを踏まえまして、令和5年1月から令和6年3月までの時限措置としたいと考えているところです。

資料を1枚戻っていただきまして6ページに戻ります。

先ほど少し触れましたが、2番の真ん中の表のところです。現在の証明書発行手数料についてはいくつか種類がありまして、450円となっているものが戸籍謄本と戸籍抄本、その他、下に書いてある5種類の証明書に関しては350円で発行できるという形になっております。こちらについては、市役所の窓口で発行する場合もコンビニで発行する場合も同じ金額となっております。この手数料の設定の考え方については、先ほど説明したとおりの考え方になっておりますが、申請の受け付けから処理の完了までの人件費とコピーやシステム関連経費の事務費を算出して、それを年間の発行件数で割り返して積算しているところでありまして、先ほどの例の住民票の場合だと約377円となっています。

これを100円としたいという、この100円という考え方について説明させていただきます。表の下、二重丸のところで手数料の100円の考え方と記載のある部分の説明でございます。現在、まずコンビニ事業者への委託手数料としてコンビニで証明書を発行する1件当たり117円を支払っています。この117円というのは全国どこのコンビニでも同じ、全国共通の単価になっておりまして、手数料をコンビニの店員さんが回収したり、用紙を補充したりするなどの経費として1件当たりの単価を算出しており、これは国で設定した金額になっております。その他コンビニ等では、現在カードを使って新型コロナワクチンの接種証明書を取得することもできますが、この発行手数料がコンビニで取得する場合は120円という金額になっております。これは委託手数料117円という金額を踏まえた数字になっていると考えられることもありまして、この考え方を踏まえて120円というのを一つの基準として考えたいと思っております。それに合わせて市民の皆様の利便性を考え、より利用しやすい単価設定として、100円という金額を設定したいと考えているところであります。また、100円にすることで今まで350円あるいは450円をいただいていた手数料から下がることによって、市の収入としては減ることにはなるのですが、この減額に対しては国から交付金という形で入ってくるということが先ほどの通知にもあります。

その下の6ページの一番下の参考というところですが、コンビニ交付に係る経費としては、117円のほかに全国のコンビニ等で証明書を発行できるようにするための業務を行っている証明書交付センターの運営費として年間272万8,000円を支払っています。このほか、コンビニで証明書を発行するためのデータを作成する経費というものもかかりまして、こちらが年間312万円がかかっているところです。

次に7ページをご覧ください。3番のコンビニ等交付サービスのメリットということについてご説明し

令和4年度第1回石狩市使用料、手数料等審議会会議録 令和4年11月11日 10:00~11:00

ます。市民の皆様にとってコンビニ交付のメリットというのは例えば、全国のコンビニ等で取得が可能となっていること、それから、3月や4月など市役所の窓口が混雑している時期でも待ち時間がなく、また土日祝日や夜間早朝等でも取得が可能であるということ、お店の営業時間内であれば朝の6時半から夜の11時まで取得が可能という状況になっており、こういったメリットが挙げられると考えています。また、先ほどからコンビニ等という表現を使っておりますが、コンビニの他でも現在のところ、イオンやラルズ、サツドラなどといったキオスク端末というあの大きなコピー機のような機械があるお店で証明書を交付することができる状況になっております。

続きまして、4番の証明書発行件数の推移としては、令和元年度がコンビニの発行件数としては 2,322件、令和2年度が 3,359件、令和3年度が 5,636件、令和4年度の9月までの上半期実績としては 3,549件ということになっております。マイナンバーカードの普及と比例してコンビニでの発行件数が増加する傾向にありますので、今回手数料を減額することで、マイナンバーカードのさらなる普及促進につながるものと考えているところであります。

次の5番には、マイナンバーカードの交付率を載せております。9月末の石狩市のマイナンバーカード交付率は44パーセントとなっておりまして、資料作成時には9月末が最新の情報だったのですが、現在は10月末の交付率が公表されましたので、口頭にはなりますが御紹介いたします。10月末現在で石狩市は46.6パーセント、北海道は49.0パーセント、全国は51.1パーセントとなっております。依然として石狩市は全道全国の平均よりは下回っている状況が続いています。また、資料には載せておりませんが、近隣の管内他市の状況としましては、10月末時点で札幌市が51.4パーセント、江別市が45.8パーセント、千歳市が61.5パーセント、恵庭市が54.2パーセント、北広島市が44.5パーセントという状況です。このうち現時点では、北広島市を除いてコンビニ交付サービスを実施しているということですが、北広島市さんも来年の4月以降はコンビニ交付の導入をされるというふうに伺っている状況であり、来年の春には管内すべての街でコンビニ交付が実施されるということになろうかと思います。

7ページの最後の表6番ですが、今後のスケジュールとして考えている予定を載せております。10月11日から11月10日までの間にかけて、本件について広く市民の皆様から意見を募集するパブリックコメントを実施しましたが、これに関して意見は寄せられませんでした。今後11月30日に開会する第4回石狩市議会に本件に係る条例の改正案を上程する予定でありまして、可決を経た上で来年の1月以降、手数料を100円に変更したいと考えているところであります。

以上、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での証明書発行手数料の設定についてということで、私からの説明を終わります。

●高宮会長

ただいま事務局から説明のありました内容について、わからない点や確認、何かご意見とご質問ありましたら出していただきたいと思います。大変関心のある内容ではないかと思います。ぜひ理解を深めていただきたいと思います。

●西野委員

今御説明のあった6ページの手数料を設定するという中で質問させていただきますが、私自身はマイナンバーカードの利便性を非常に感じておりまして使用させていただいているのですが、今そのカードの普及率の説明もありましたけれども大体こう半分ぐらいだと、進まない理由っていうのは、どのように考えているのか、それと最後のほうに、今回の手数料の設定は令和6年3月までの時限措置というふうになっていますが、その後、なかなかその時代その時々で違うと思うんですけどもその時限措置が終わった後、どのような形になるか、教えていただければありがたいと思います。以上でございます。

●事務局(青山課長)

2点ご質問いただいたかと存じますが、1つ目のなかなか交付率が進まない理由ということで、基本的には国の政策として行っているものですので、国がマイナンバーカードを活用してどのような取組、要は便利だと感じるような取組をどれだけ進めていくか、これが交付率に繋がっていくものと考えています。最近ニュースでよく保険証の話題などが出ておりますが、国の方では今年度中を目途にほとんどの医療機関で保険証を兼ねたマイナンバーカードを使えるようにしていくという動きもあります。このほか行政が

関わる取組の一つに、例えば、札幌市から転出して石狩市に転入する際に、札幌市の窓口、石狩市の窓口、両方に転出転入の手続きをしなければいけません。窓口の方でいろいろ書類を書いたりして時間がかかることになると思います。今、これを変えようとしてシステムを改修しているのが、マイナンバーカードを使って札幌市の方へ転出の手続きをある程度していただくと、石狩市の方に入ってきた時に、札幌市から石狩市にその個人の情報が自動的に流れる仕組みを作って、石狩市に来た時にはほとんど何も書類を書かないで、本人確認さえできれば手続きが終わるというような、そういった手続きの効率化により、市民の皆様にとっては利便性を感じるような取組、こういったものも今進めている最中でして、国の方でマイナンバーカードを使って、より生活に即した具体的な活用が出てきているものと考えておりますので、保険証の部分も合わせまして、今後こういった取組が国民に伝わると、より取得率が増えていくと考えています。

また、先ほど御紹介させていただきました、市役所まで来なくても例えば買い物ついでにマイナンバーカードが作れるといったイオンで出張窓口を現在設けておりますが、これもすべて国が補助金を出して行っているものになります。市町村で取得率の向上を目指すためにより効果的な取組をしてくださいということで、国の補助金を使って実施しているものですので、地方自治体独自で取得率を向上させるためにできる取組もあれば、全国的に国が展開していく取組もあったり、今まさにその取組途中である考えていますので、こうした取組が進められることで取得率が上がっていくのではないかと考えています。

次に、2点目の時限措置の考え方と今後の部分についてですが、今回令和6年の3月までという時限措置を設けさせていただいた理由として3点考えております。1つに、先ほど国からの要請文書をご説明いたしましたが、国では令和5年3月までを一つの期間として、マイナンバーカードの交付率を上げようと取り組んでいますので、来年の3月が一つの基準となります。一方で、例えば住民票や印鑑証明という書類を必要とされる時期というのは、大抵3月とかが多いと思うのですが、実際には様々な用途に応じて年間を通じて取得をされていることがあると思います。用途は期間が限定されたものではないということで、今の案では1月から100円にするということですので、1月から3月までの3ヶ月間ではやはり期間としては短すぎるだろうというのが一つございます。そして、ある程度マイナンバーカードの取得率が進むとコンビニの発行件数も増えているというのが先程の7ページの年度推移で明らかになっておりますので、今まで窓口に来られていた方がコンビニに移っていくという、そういう推移も確認しながら、今後のこの100円の効果というのを検証していく必要があります。そういった意味では、一定期間を設けるという部分で令和6年の3月までという形に期間を設定させていただきました。

そして、その後どうするかという部分につきましては、この100円に減額する効果というものが、どれぐらい窓口からコンビニへの移行を促すのか、これは見方を変えると、今まで窓口に来られていたお客様がコンビニへ移行するということは窓口の混雑が減る、それは利用される方にとっては便利なことにもなりますし、また我々市役所としても対応する職員の人件費など、そういった部分の見直しにも繋がる部分であります。利便性の向上プラス業務の効率化という側面もございますので、まずはどれだけ100円にすることでコンビニに移行するか、そういった実数・実態も把握しながら、令和6年4月以降については改めて検証していきたいと考えてございます。

●藤懸副会長

ちょっと前の話になりますが、マイナンバーカード以前の話として、このカード証明書の発行について、確か何年か前までは市民カードを使って証明書を交付した経緯があるのですが、今市民カードはどのようになっているのでしょうか。最近使っておらずわからないもので。

●事務局(椿原課長)

市民カードにつきましては、既に利用停止ということで、発行しておらず使われておりません。

●藤懸副会長

それはもう全てマイナンバーカードに切り替えられたという考え方ですね。

●事務局(椿原課長)

身分証明書として利用する観点でいきますと、マイナンバーカードに今一本化されているという考え方

でよろしいかと思います。

●藤懸副会長

350 円から 100 円に下げる。これは総務省からの通達に基づいた形ですが、この減額した部分については、基本的には総務省で行っている地方創生交付金で賄うことができる。期間を 1 年間にしているのは、この交付金の考え方もあるのですか。

●事務局(青山主査)

交付金については、先ほど説明したように、今年度中の実施に関する部分に交付金が活用ですので、来年の3月までの部分に関しての交付金と理解しています。石狩市では来年の3月ではなく再来年の3月まで100円にしたいと考えていますが、来年の4月から3月までの1年間に関しては、今のところ国から通知は来ていない状況ですので、交付金がどうなるかはわからないという状態ではあります。

●事務局(青山課長)

なかなか現時点でさらに1年先までの交付金のことを国は言ってはくれません。国も先の事について、 今のタイミングでは交付金で市の収入が減った部分を補うので大丈夫ですよという言い方をしてくれない状況です。ただ、本市が、来年1月から取り組むように、恐らく全国の自治体で同様の取り組みがこれから進められていくものと考えております。よって、地方の取組が進めば、国も来年度以降もそういった地方の状況を踏まえて交付金が充てられるように検討を進める可能性もありますので、現時点では、市は令和6年3月までと決めておりますが、国のそういった交付金の状況を見ながら、市の収入がきちんと補填できるよう活用していきたいと考えています。

●藤懸副会長

料金を100円にする。これは、石狩市として決めたことですけど、現実的には今のマイナンバーのコンビニ交付は全国版の形になってきていますが、100円にするという金額については道内他市町村と連携や調整はしているのでしょうか。

●事務局(青山課長)

金額は自治体独自のそれぞれの判断ということになっていますので、横のつながりとかバランスを見て決めているというものではございません。まず前提として、マイナンバーカードを利用してコンビニで証明書を取れる自治体というのは実は全ての自治体でやっているわけではないです。北海道内で見た時も、市で35 自治体ありますが半分ぐらいしかやっていない状況です。石狩管内は先ほどもお話したように、北広島市さん以外は現時点でやっており、石狩管内はかなり進んでいるのですが、全国的に見るとそこまで進んでいない。また、窓口の手数料とコンビニの手数料を今回の国の通知を踏まえて既に変えている自治体というのもかなり少ないです。道内でもおそらく1団体だけで、伊達市さんはこの国の要請を踏まえてかなり早く取り組みまして10円にしたというふうに聞いています。恐らくですが、タダにしたかったと思うのですが、コンビニでコピーなどを取られたことがある方はわかるかと思うのですが、お金を入れないと動かないようになっているので、10円だけは入れないと機械の操作自体ができないという理由で、最低価格の10円にしたと思います。よって、単価はこのように、それぞれの考え方で行うというようになっています。現時点においては国の要請を踏まえてこのように、本市もそうですが動き出したところですので、今後そういった実績が全国的に出てくれば、他の自治体との比較やバランスなどもひとつ検討の中に入ってくるものと思っております。

●高宮会長

例えば近隣の自治体で事例として挙げられるところはあるのですか。今の段階でどのくらいの料金に設 定しているのか。

●事務局(青山課長)

窓口の手数料とコンビニの手数料を同額にしている自治体が大半ですので、本市と同じように大体350

円程度の手数料を設定しているものと認識しております。戸籍だけ 450 円で 100 円高いのですが、これは国の方で、基準みたいなものを示していて、この 450 円がベースになるというのは国の通知に基づくものになっているので、ここだけは 100 円高くなっています。その他の住民票とか印鑑証明っていうのは、それぞれかかっている経費に基づいて 1 件当たりいくらぐらいかかっているのか、先ほど 377 円でご紹介しましたけれども、あのような考え方で、それぞれの自治体で決めているというものです。ですので、他の団体は現時点で大体 350 円程度で設定しているものと認識しております。

●富木委員

私も実際コンビニでマイナンバーカードを使って、350円で印鑑証明などをとったばかりなので、経験者なのですが、私世代でコンビニに行ってやっとという感じがしました。父はコンビニの方に教えてもらって出したという話を聞くので、コンビニの方の協力というのも、隣に家族の方がいてとか。私の場合は、若い方だとスムーズに行くのですけど、高齢者は、まず今はマイナンバーカードを作るということに力をいれているような状態なのですね。周りの人に声をかけて作ろうという感じにしているので、それに伴って、コンビニで出来るということもだんだん知らせていきたいと思っているのですが、世代に合わせて支援してくださるというような形にすると、なおさらみんなコンビニへ行こうかというふうになっていくと思っております。

●事務局(青山課長)

貴重なご意見だと思います。100円になってコンビニで発行しようとなった時に操作方法がわからない、これはクリアしていかなければならない部分になりますね。コンビニの店員さんがある程度教えてくれるというものも国が示した117円の委託単価の中に入っているということでしょうけれども、ただ、実際に現場で、コンビニの店員さんがきちんと親切に教えていただくような当たり前の部分というのは、100円にすることで普及に繋がっていく部分もありますから、国としてもあるいは地方としてもそういった部分を地道にですね、きちんと伝えていかなければいけない部分であります。また、今回100円にすることで、コンビニでとれることが便利で負担も少ないということになるのですけれども、そもそもこれを知っていただかなければならないということがあります。100円にしたけど、窓口に来られて350円払って、知らなかったとなるのが一番我々としても避けなければいけないことです。どのようにこれを周知していくか、ある程度利用される方に広がっていくような周知方法についても検討した上でしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

●牧野委員

まずは、知っていただくということで100円にして、ゆくゆくは窓口と同じ料金になるということですよね。

●事務局(青山課長)

令和6年の3月までは100円にしますが、令和6年の4月以降は350円に戻すというのが現時点の考えです。マイナンバーカードの普及というのが一番の目的ですので、まずは期間限定で行うと、ただし先ほど西野委員の御質問にもお答えしましたが、令和6年4月以降、どれだけコンビニの方に移行するかといった効果もしっかりと検証した上で、4月以降350円に戻す形が良いのかどうかも含めて検討したいと考えております。

●藤懸副会長

本州の他都市でこのマイナンバーカードへの切り替えをすることによって、当然コンビニで対応する時には非常に利便性と人件費の経費節減がなされるということから、総務省の発令とは関係なく、コンビニの場合については、通常300~350円の手数料に対して200円くらいに下げますという形も結構あるみたいです。市役所窓口の場合は300円くらいの金額でやる。コンビニの場合のみ経費節減がされることから、200円に均等でやりますという情報をホームページで示しているところも結構あるのですね。市の財政の問題も色々絡むのでしょうけれども、そういった方法も市民のマイナンバー普及以外に、証明書の手軽な発行手段として、市民サービスの一環としては非常に良いものだと思うのですが、こういったことも含め

てこれから検討していただきたいと思っております。

●事務局(青山課長)

おっしゃる通りでして、道内ではあまり事例がありませんが、全国的に見ると、今回の国の通知が来る前からコンビニの場合は 200 円にするといったように独自で減額している自治体というのは何団体かあります。先ほど少し申し上げましたが、マイナンバーカードの交付率が上がってどんどんコンビニの発行数が増えている、イコール窓口の発行件数が減っている。窓口からコンビニへ移行することで、窓口のスリム化を図るといった検討もできると思っております。独自に引き下げることで事務の効率化や市民の方にとっては利便性の向上などに繋がる部分もありますので、今、ご指摘をいただいた部分も含めまして、令和 6 年の 3 月までの取組の中で、実績を踏まえながら今後については考えていきたいと思っております。

●事務局(中西部長)

我々としてもずっとこの金額というのは言えないところがあるので、そういう点で定期的な見直しを含めて皆様のご意見をいただいて改正をしていくということですので、今回については令和6年の3月までということでさせていただいて、その時点で、課長の方から説明がありましたがトータルのコストが節減できるという可能性もありますので、限りなくコンビニが増えると変動費の117円にコストが近づいていくということにもなるので、その意味では、今ある350円のコスト自体が、そもそもそこまでもらう必要がないのではないかということにもなりますので、全体的にいただく金額がそもそも下げてもいいのではないかというようなことにもなるかもしれませんので、今後、取組の中で様子を見て、ご意見をいただきながら考えていきたいというふうに考えています。

●高宮会長

他に皆さんいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。その他、質問はないようですので、以上で、審議を終了したいと思いますが、皆様のご意見等を踏まえ、本件については、妥当であると判断させていただくことでよろしいでしょうか。

●委員一同

はい。

●高宮会長

それでは本日諮問されました内容につきましては、本審議会において妥当であると答申したいと思います。この後答申の予定となっておりますが、事務処理の作成などに時間を要しますので、答申につきましては、私に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

●委員一同

はい。

●高宮会長

ありがとうございます。それではそのようにさせていただくことといたしまして、本日の審議は終了したいと思います。皆様のご協力に感謝申し上げます。それでは一度事務局に進行をお返しいたします。

●事務局(青山課長)

委員の皆様におかれましては、御審議賜り誠にありがとうございました。本日ご審議いただきました件につきましては、11月30日開会の第4回石狩市議会定例会におきまして、今回の改正内容を盛り込んだ、 条例改正案を提案させていただくこととなりますので、御報告いたします。事務局からは以上です。

●高宮会長

それでは、これにて使用料、手数料等審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

令和4年度第1回石狩市使用料、手数料等審議会会議録 令和4年11月11日 10:00~11:00

議事録確定 令和4年11月30日

石狩市使用料、手数料等審議会 会長 髙宮 則夫